

相続の考え方

弁護士
森田 博貴



生を受けた人間全員にとって唯一公平に与えられているのは、「死」という概念だと思います。人間の世界は、法という目に見えない“磁場”に縛られており、法律の定める条件に触れることで「権利」や「義務」といった目に見えない概念が変動しますが（通常「権利変動」と呼びます。）、人の「死」もまた、法が定める権利変動原因の



一つです。人は「死」によって、権利・義務の一切を失い、他方、その配偶者や子が、死者（相続される人という意味で「被相続人」と呼ばれます。）の権利・義務の一切をそのまま引き受けることになります（「そのまま」という点を指して、「包括承継」と呼ばれます。）。こうした「死」によって生じる権利変動を「相続」と呼びます。

相続は、人の「死」によって発生します。「相続人」という法が定める相続資格者が相続を原因として被相続人の財産（権利・義務）を取得するのですが、誰が相続人の地位に就けるかは、法が細かく規定を置いています（配偶者は常に相続人となりますが、①子・②直系尊属・③兄弟姉妹は、①～③の順で優劣が付けられており、劣後者は優先者不存在のときでなければ相続人となれません。）。また、相続人は必ずしも1人ではないため、人数と性質（配偶者なのか、子なのか、直系尊属なのか、兄弟姉妹なのか）によって遺産の取得割合（相続分）が変わります。

以上のとおり、人が亡くなった場合、その死者の遺産の分配を決めるため、まずは戸籍を集めて相続人が誰なの

かを確定し、その後に、各法定相続人の相続分を確認することとなります。次に、この法定相続人の間で死者（被相続人）の遺産をどうやって分割するかを話し合わなければなりません。これが「遺産分割協議」という手続です。遺産分割協議は、必ずしも裁判所等の機関を通じる必要はなく、私的に行えば有効となります。ただし、私的な話し合いでは話がまとまらず物事が決まらないこともよくあります。そうしたケースでは、家庭裁判所に対して遺産分割調停や遺産分割審判を申立て、問題解決のために裁判所の力を借りることができます。

遺産分割協議を経なければ、具体的にどの財産を誰が相続するかが確定しないため、預金を銀行から引き出すことや、法務局で不動産の移転登記を行うことができません。遺産分割協議を行わず、物事をほったらかしにしていると、預金が凍結されたままとり、古い不動産登記が残ったままとりますが、そうこうしているうちに、相続人が一人また一人と亡くなり、相続の連鎖によって関係者が複雑多数化し、問題の解決が困難となりがちです。

ある程度の財産をお持ちの方がお亡くなりになった際は、放置せずに速やかに必要な調査や分割協議を進める必要があるのです。

